

地域活動支援助成要項

【対象事業年度：令和9年度】

1 目的

地域における社会課題や生活課題に対応するために新たに設立された団体が実施する事業及び既存の団体が社会課題や生活課題に対応するために新たに実施する事業又は既存事業を拡大実施する事業を助成する。

2 対象団体

社会福祉法人、NPO法人、自治会等の地域団体、社会福祉活動を行う民間の非営利団体

3 対象事業

対象団体が実施する1の目的に適合する次に掲げる事業であって、公的補助金又は民間団体からの助成を受けないもの

① 直接支援事業

- ・給付系支援(食料支援、住居支援、日常生活支援など)
- ・相談系支援(SNS等を活用した相談受付、意思決定支援、アウトリーチ等伴走支援など)
- ・居場所系支援(常設の居場所、定期開催の交流、オンライン交流など)

② 中間支援事業

- ・支援者ネットワーク構築、事例研究、支援のしくみの試行
- ・支援者育成、活動団体支援(特にこれから活動を始める人たちへの支援)

③ 人材育成及び啓発事業

- ・困り事を抱え続けて孤立している人とつながるための周知活動
- ・社会課題を広く知らせるための啓発活動
- ・これから活動を始めるきっかけをつくるための人材育成、研修等

④ その他、地域における社会課題や生活課題に対応するために実施する事業

4 対象事業年度

令和9年度(令和9年4月1日から令和10年3月31日までに実施する事業)

5 対象経費及び助成基準

対象事業を実施するために必要な事業費や事業を実施するために必要な備品購入費等(例:活動に必要な交通費、研修費、謝礼、印刷費、臨時的職員の人件費、車両リース費など。)

(1)助成額 100万円以内(同一事業については3年間を限度とする)

(2)助成率 事業費(対象外経費を除く。)の90%以内

6 対象外経費

- ①具体的事業を伴わない備品整備費等(単に社会福祉施設や自治会が管理する建物の備品の整備など)
- ②団体の経常的活動費や運営費
- ③社会福祉法に規定する社会福祉事業に要する経費
- ④団体の役職員に対する謝礼
- ⑤その他、本会が不相当と認めたもの

7 申請方法及び助成決定

- ① 所定の申請書、添付書類を団体の所在する市町村共同募金委員会・分会（社会福祉協議会内）へ提出
- ② 申請締切 令和8年5月20日（水）※当日の消印有効
- ③ 助成決定 申請内容を審査のうえ令和9年3月開催の理事会で決定

8 その他

助成を受けたときは、当会が指定する助成明示を行うことを条件とする。

9 問い合わせ先

社会福祉法人新潟県共同募金会

〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

TEL 025-281-5532 FAX 025-281-5533

ホームページ <https://akaihane-niigata.or.jp/>